

【市加算運営費について】

1. 衛生管理加算における申請書の廃止について

令和6年度から衛生管理加算の申請書を廃止

●衛生管理加算

衛生管理加算については、令和6年度から認定申請書による紙での申請を廃止し、当該加算の要件に適合する場合には、請求ソフトによる請求・申請によって4月から請求できるものとする。また、請求については4月から毎月請求をすることが可能。

※当該事業に適合するかどうかは「令和5年2月7日付け4川こ保1第1355号市独自加算における衛生管理加算の新設について(通知)」及び「衛生管理加算に関するFAQ.」を御参照ください。

2. 市会計年度任用職員の標準単価の見直しに伴う単価変更

市会計年度任用職員(旧:臨時的任用職員)の標準単価の見直しにより、次の市助成の金額が見直されました。

・**40時間勤務保障保育士雇用費、産休等代替臨時職員雇用費、市障害児保育費(事業所内20人以上)、8時間超保育実施加算**